

令和 4 年度第 1 回庁議提案 審議 ・ 報告 ・ その他

提出 日：令和 4 年 4 月 1 2 日

担当部・課：復興企画部政策企画課〔内線 4 2 1 8〕

復興企画部 S D G s 移住定住推進課〔内線 4 2 2 3〕

① 件 名
石巻市総合計画推進本部の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、少子高齢化などによる社会情勢の変化、震災後の住環境やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民ニーズ、硬直化する財政状況、国が進める地方創生事業等に対応し、将来にわたり持続可能な市政運営を行い、市民が住むことに誇りを持てるまちづくりを実現するため、令和 3 年度を初年度とする第 2 次石巻市総合計画を策定した。</p> <p>【目的】 本市の最上位計画である本計画を計画的に推進するため、全庁的な推進体制を構築するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 9 月 市議会第 3 回定例会にて第 2 次石巻市総合計画について議決 令和 4 年 3 月 石巻市総合計画推進会議条例制定</p>
⑤ 主な内容
<p>第 2 次石巻市総合計画を計画的に推進するため、「石巻市総合計画推進本部」を設置する。 なお、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理を行ってきた「石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部」については、人口戦略として総合計画と統合したため廃止する。</p> <p>1 所掌事項 (1) 総合計画推進会議に関すること。 (2) 総合計画の進捗管理に関すること。 (3) 上記に掲げるもののほか、目的を達成するための重要事項に関すること。</p> <p>2 組織 (1) 推進本部 (2) 幹事会</p> <p>※詳細は、⑨その他「総合計画推進体制図」のとおり。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 第 2 次石巻市総合計画の全庁的な合意形成及び効率的な推進が図られる。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

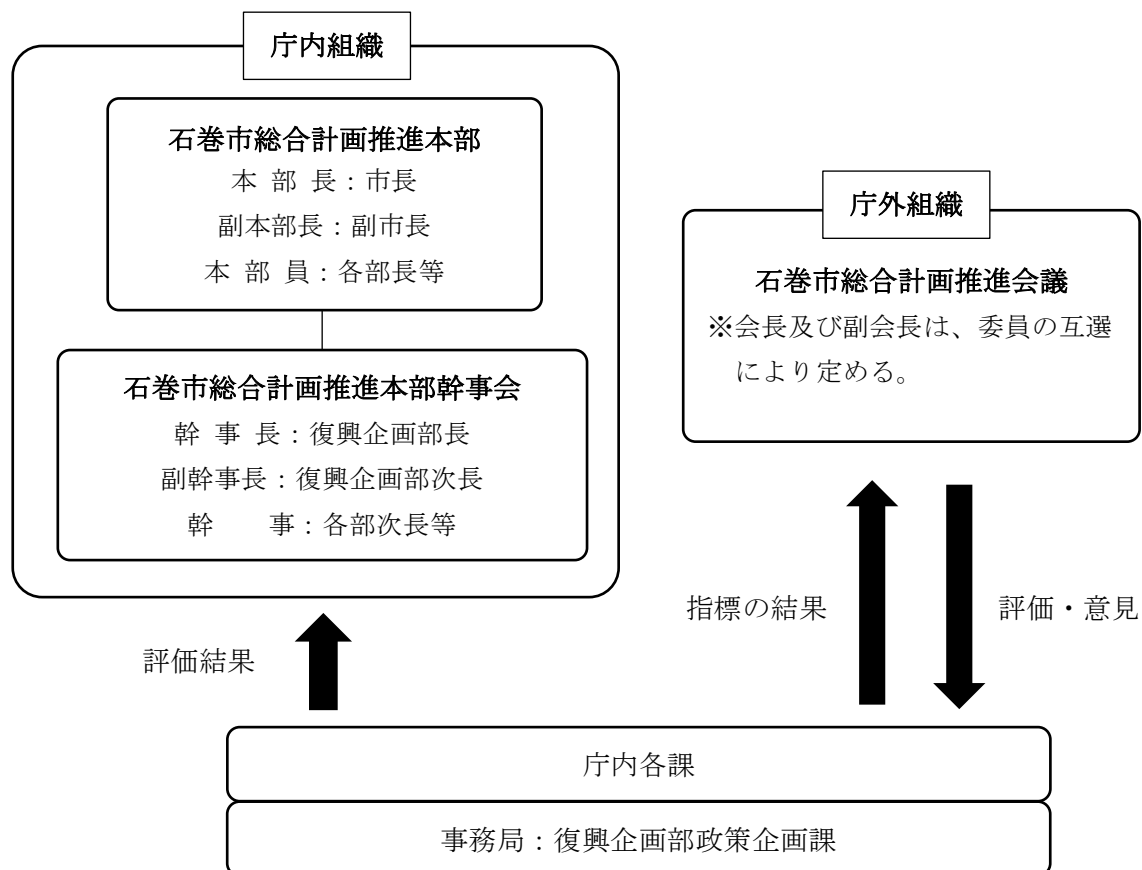
宮城県：新・宮城の将来ビジョン推進本部を設置している。
東松島市：総合計画推進本部を設置している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年4月 石巻市総合計画推進本部設置要綱制定
(施行予定年月日：令和4年5月1日)
5月 第1回石巻市総合計画推進本部会議及び幹事会開催
第1回石巻市総合計画推進会議開催
(以降、随時各会議開催)

⑨ その他

総合計画推進体制図



※石巻市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱（平成27年石巻市訓令第3号）は、廃止する。